# 平成 27 年度 環境技術実証事業「中小水力発電技術分野」における実証試験対象技術の募集について（ご案内）

平成 27 年 6 月 15 日

一般社団法人 小水力開発支援協会

環境省が実施している環境技術実証事業（http://www.env.go.jp/policy/etv/）においては、平成 25 年度より対象技術分野として「中小水力発電技術分野」が追加され、当協会が実証機関に選定されました。

我が国では、中小水力発電について、

・「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために必要」なエネルギー

・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」において、「電気事業者に対し、経済産業大臣が定める一定の期間・価格により買い取る（調達する）よう義務を課す」エネルギー

の１つとして位置付けています。また、既存の１万 kW 未満の水力エネルギーは出力 350 万 kW（1,322 ヶ所）とされていますが、未開発分の出力は、資源エネルギー庁資料では１万 kW 未満に関して 680 万 kW（2,471 ヶ所）、全国小水力利用推進協議会資料においても 1,000kW 未満だけで 300 万 kW の導入可能性があるとも言われています。

一方、中小水力発電技術については、かつては大手メーカーのみが製造していましたが、近年地域レベルの鉄工所等が製造するケースが増えているため、その性能について、客観的な観点で実証等を行うことが重要な課題となっています。

以上のことから、環境技術実証事業では、中小水力発電技術を対象技術分野として、実証事業を実施することとし、本年度より検討及び実証を開始します。

つきましては、平成 27 年 6 月 22 日から 7 月 3 日まで、中小水力発電技術分野における実証試験対象技術を募集します。

## １．実証試験の対象技術等

### (1) 対象技術

本実証試験で対象とする技術は、下記の観点から選定します。

① 使用水量と落差の範囲が普及可能性の高いレンジに入っているか。
② 使用水量・落差・出力から算出される発電効率が低すぎることはないか。
③ 水路への設置や発電所建設にあたって不都合な構造になっていないか。
④ ごみ対策は充分であるか。
⑤ 出力に対して予定価格が高すぎることはないか。
⑥ 既存技術に対する優位性は何か。
⑦ その他。

### (2) 手数料額

本実証事業においては、実証手法・体制が確立するまでの間は、手数料を徴収せず、国が費用の大部分を負担する「国負担体制」です。しかしながら、受益者負担の観点から、技術分野ごとに実証開始から平成 28 年度以降、技術実証を受けることを申請する開発者、販売店等、「実証申請者」から手数料を徴収する体制に移行する予定です。

(3) 実証試験実施場所

実機が運転している現地（日本国内）とします。

２．申請者の要件

○ 対象となる技術を有する民間企業であること。

○ 「中小水力発電技術実証試験要領」（以下「実証試験要領」という。）で定められた事項を遵守できること。

３．対象技術の申請及び選定について

(1) 申請方法

本事業に参加希望の企業は、実証対象技術ごとに、以下の資料を申請先に提出願います（郵送にてお申し込みください）。

① 実証申請書および添付資料 各 1 部（正本 1 部、写し 1 部）

② 電子ファイル（実証申請書及び添付資料）を CD-R などにコピーしたもの 1 部

・ 実証申請書

実証申請書様式（ワード形式）は、一般社団法人小水力開発支援協会のウェブサイト
(http://jasha.jp/wp-content/uploads/2015/06/shinsei27.doc)よりダウンロードして下さい。

・ 添付資料（様式自由）

実証対象製品の取扱説明書、技術仕様書、各種性能試験結果（実証項目に関連したもの）、パンフレットなどを必要に応じて追加してください。

(2) 申請の締め切り

平成 27 年 7 月 3 日（金）17 時必着（郵送に限ります）

※ 封筒の表書きに「環境技術実証事業技術応募申請書類」と朱書きしてください。

(3) 書類選考及び選定等について

申請様式にて申請していただいた後、書類選考及び実証機関が設置する技術実証検討会等での意見を踏まえ、総合的に判断した上で、対象となる技術を選定し、環境省の承認を得て決定します。

なお、対象技術の選定は、「平成 27 年度環境技術実証事業実施要領」に基づく形式的要件、実証可能性及び環境保全効果等の観点のほか、実証試験要領に基づく実証対象製品の事前確認、実証方法に関する審査の観点を勘案して行います。

実証事業実施要領は以下の環境省ウェブサイトを参照してください。

(http://www.env.go.jp/policy/etv/system/yoryo_h27.pdf)

また、選定結果につきましては申請者に個別に通知するとともに、採用技術については公表するこ

ととしておりますが、選定経過については非公開とさせていただき、問い合わせにも応じられません。

４．平成 27 年度のスケジュール（予定）

| | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月~3 月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 実証対象技術の公募 | ① ←→ | | ② ←→ | | | | |
| 実証対象とする技術の選定 | | ①←→ | | ② ←→ | | | |
| 実証試験計画の策定 | | ①←→ | | ② | ←→ | ←→ | |
| 技術の実証（実証試験の実施） | | ① | ←→ | | ② | ←→ | |
| 実証試験結果報告書の作成 | | | | ←→ | ←→ | ←→ | |
| 環境省への報告 | | | | | | | ←→ |

※ 募集を 2 期に分けて行う予定です。また、実証試験結果の如何にかかわらず、実証試験の終了後には実証試験結果報告書を作成し、環境省のウェブサイトを通じて公表される予定です。

５．その他

○ 特許に関する調整事項がある場合は事前に調整を済ませておいてください。

○ 特許等の関係で公開できない情報等につきましては別途協議させていただきます。

○ 環境技術実証事業は、対象技術の性能を客観的に試験し、その結果を公表するものであり、その技術について認証や認定を行うものではありません。事業の詳細は、以下の環境省ウェブサイトをご覧ください。（http://www.env.go.jp/policy/etv/index.html）

６．問い合わせ先及び申請書提出先

平成 27 年度　環境技術実証事業　中小水力発電技術分野　実証機関

一般社団法人小水力開発支援協会　担当：松尾壽裕

電子メール：info@jasha.jp

住所：〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 3-25-2　巣鴨 note ビル 4 階

電話：03-5980-7820　FAX：03-5980-7065